

広島県労働委員会告示第一号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同号の職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十四年一月十三日次のとおり認定した。

平成二十四年一月二十六日

広島県労働委員会会長 河野 隆

平成二十二年広島県労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。
表を次のように改める

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本庁	事務部長 課長 参事 主幹（庶務又は予算を担当するものうち、グループリーダー業務に従事するものに限る。） 主査（庶務又は予算を担当するものうち、グループリーダー業務に従事するものに限る。）
広島病院	院長 副院長 事務局長 センター長 次長 主任部長 部長（看護部及び薬剤科に置かれるものに限る。） 副看護部長 課長 参事（経営企画を担当するものに限る。）
安芸津病院	院長 副院長 事務長 主任部長 総看護師長 副総看護師長 課長